

■盗難通帳等による払戻等被害に関する郵便貯金追加規定

1 本追加規定の適用範囲等

- (1) 本追加規定は、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第5条第1項各号に掲げる郵便貯金（以下「郵便貯金」といいます。）に係る払戻しについて適用する事項を規定します。
- (2) 本追加規定における用語の定義は、郵便貯金に適用される各規定に定めるところによります。

2 盗難通帳等による払戻し等

- (1) 郵便貯金通帳、郵便貯金証書、保管証又は株式会社ゆうちょ銀行の通常貯金の通帳（以下「通帳等」といいます。）の盗難により、他人に当該通帳等を不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、郵便貯金に適用される各規定にかかわらず、預金者（個人（個人事業主を含みます。）に限ります。）は、当機構に対して当該払戻しに係る損害（利子を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 通帳等の盗難に気付いてから速やかに、郵便局等（郵便局、株式会社ゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は簡易郵便局をいいます。以下同じとします。）への通知が行われていること
 - ② 当機構等（当機構及び郵便局等をいいます。以下同じとします。）の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 郵便局等に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難されたことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当機構は、当該払戻しに係る損害（利子を含みます。）の額に相当する金額（以下この項において「補てん対象額」といいます。）を、郵便貯金に適用される各規定にかかわらず、補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当機構が善意かつ無過失であり、かつ、預金者に過失があることを当機構が証明した場合は、補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項に係る郵便局等への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難に係る通帳等を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当機構が証明した場合には、当機構は、補てん責任を負いません。
 - ① 当該払戻しが行われたことについて当機構が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - A 預金者に重大な過失があることを当機構が証明した場合

B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人又は家事使用人（家事全般を行っている者をいいます。）によって行われた場合

C 預金者が、被害状況についての当機構等に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じ又はこれに付随して通帳等が盗難された場合

(5) 当機構が当該貯金について預金者に払戻しを行っている場合には、当該払戻しを行った額の限度において、第1項に基づく補てんの請求には応じることはできません。預金者が、通帳等の不正使用による払戻しを受けた者から損害賠償又は不当利得の返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(6) 当機構が第2項により補てんを行った場合には、当該補てんを行った金額の限度において、当該郵便貯金に係る預金者の払戻請求権は消滅します。

(7) 当機構が第2項により補てんを行った場合には、当機構は、当該補てんを行った金額の限度において、通帳等の不正使用による払戻しを受けた者その他の第三者に対して当該郵便貯金の預金者が有する損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を取得するものとします。

3 規定の改定

(1) 本規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を郵便局等の窓口等に掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

附 則

(実施期日)

この規定は、平成 20 年 7 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 29 年 9 月 30 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定の実施より前に、通帳等の盗難により、他人に当該通帳等を不正使用され生じた貸付金の貸付け(廃止前の郵便貯金担保貸付規定第 11 条の自動貸付けを除きます。)の取扱いについては、改正前の本追加規定第 3 条の規定は、なおその効力を有するものとします。